

横浜市市民活動支援センター事業要綱

制 定 平成20年11月26日市協働第590号(市民活力推進局長決裁)
最近改正 平成26年12月15日市市活第1477号(市民局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政の協働により市民公益活動が活発に行われる環境を整備し、市民の相互連携を促進するとともに、様々な主体が公共を担う社会の形成に寄与することを目的として事業を行う、横浜市市民活動支援センター事業（以下「本事業」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民公益活動」とは、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）第2条第3項に定めるところによるものとする。

(事業の対象及び実施場所)

第3条 本事業は、市内全域の市民公益活動を対象に、次の場所で実施する。

事業実施場所の名称	所在地
横浜市市民活動支援センター	横浜市中区桜木町1丁目1番地56 みなとみらい21クリーンセンタービル

2 市民局長（以下、「局長」という。）は、特に必要があると認める場合は、前項に定める場所以外で事業を実施することができる。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市民公益活動に関する相談対応
- (2) 市民公益活動に関する情報提供・発信
- (3) 市民公益活動に関する活動の場の提供
- (4) 市民公益活動に関する人材の育成
- (5) 市民公益活動に関わる多様なネットワークの構築
- (6) 市民公益活動に関するコーディネート
- (7) 各区が実施する市民活動支援センター事業の運営支援
- (8) その他、本事業の運営等にあたり必要となる事業

(実施手法)

第5条 市は本事業を実施するにあたり、その全部又は一部について、法人その他の団体との協働により実施することとする。

(運営事業団体)

第6条 本事業の全部又は一部を実施するため、特別の事情があると認められる場合を除き、法人その他の団体から受託者（以下「運営事業団体」という。）を選定し、運営事業を委託する。
2 局長は、運営事業団体を選定する場合は、公募し、公正な方法で審査を行わなければならない。

3 局長は、運営事業団体の公募にあたり、応募資格として必要な条件をつけることができる。

(自主事業団体)

第7条 本事業の一部を実施するため、法人その他の団体から自主事業団体を選定し、予算の定める範囲内で補助金を交付することができる。

2 局長は、自主事業団体を選定する場合は、公募し、公正な方法で審査を行わなければならない。

3 自主事業団体の審査及び補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、横浜市市民活動支援センター事業補助金交付要綱の定めるところによるものとする。

(事業期間及び事業の検証)

第8条 本事業の実施期間は、5年度以内とする。

2 本事業の実施にあたっては、市民公益活動を取り巻く状況の変化や市民ニーズを良く捉え、必要かつ効果的な事業を行うため、定期的に検証を行うものとする。

3 前項の検証を行うにあたって、局長は、横浜市市民協働推進委員会から意見を聴くことができるものとする。

(設備)

第9条 本事業を行うため、事業実施場所に次の各号に掲げる設備を置く。

- (1) 相談コーナー
- (2) ミーティングコーナー
- (3) 作業コーナー
- (4) 貸ロッカー、貸レターケース
- (5) セミナールーム
- (6) 共同オフィス
- (7) その他必要な設備

(開館時間)

第10条 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日については、午前9時から午後5時までとする。

2 局長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休業日)

第11条 本事業の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 局長は、前項の規定に関わらず、特に必要があると認める場合は、休業日に開館し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(利用登録)

第12条 第9条第3号から第5号に掲げる設備を利用する団体は、利用登録（以下「登録」とい

う。)を行うこととし、その事務は、運営事業団体が行うこととする。

2 前項の手続きについて必要な事項及び登録の要件は、運営事業団体と協議の上、別途局長が定めるものとする。

(使用許可)

第13条 局長は、第9条第6号に掲げる設備を利用する団体（以下、「入居団体」という。）について、事務所としての使用を許可することができる。

2 局長は、前項の使用を許可した際は、使用許可書を交付しなければならない。

3 局長は、入居団体が次の各号に該当するときは、第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 本事業における秩序を乱し、または公益を害するおそれがあるとき

(2) 営利を目的とした利用と認められるとき

(3) 本事業の目的に反するとき

(4) 本事業の運営上支障があるとき

(5) その他局長が必要と認めたとき

4 使用許可期間は一年以内とし、通算の使用許可期間の上限については、別途局長が定める。

5 局長は、別途定める使用料を入居団体から徴収するものとする。

(入館の制限)

第14条 運営事業団体は、入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき

(2) その他事業の運営上支障があるとき

(情報の公開)

第15条 局長は、条例第7条第4項の規定に基づき、必要な書類又はその写しを、一般の閲覧に供するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、別途局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年11月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。